

令和6年度守谷市社会福祉法人指導監査実施計画

守谷市

社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査の実施にあたり、守谷市社会福祉法人指導監査実施要綱（令和5年12月8日、守谷市告示第145号。以下「市要綱」という。）第5条第1項の規定に準じ、当課所管の令和6年度守谷市社会福祉法人指導監査実施計画を次のとおり定める。

1 指導監査の方針

法人に対する指導監査については、関係法令及び国の関係通知等に基づき、適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営が確保できるよう効率的で実効のある指導監査の実施に努める。

なお、指導監査を行うに当たっては、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知。以下「国要綱」という。）、指導監査ガイドライン（国要綱別添別紙）及び市要綱に基づき実施する。

2 指導監査の区分と実施方法

区 分		実施方法
一般監査	定期監査	現地訪問し、事前に提出を求めた監査調書に基づき、関係書類等を審査し、法人の運営状況等を監査するとともに、関係人等のヒアリングにより行う。原則、3年に1回の実施※1とする。なお、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性があり、実地において行うことが困難な場合は、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより実地によらないことができる。また、新たに設立された法人については、設立年度又は次年度に実施する。
	臨時監査	定期監査以外に、調査・確認が必要と認められる場合に、臨時に実地調査を実施する。実施方法等は、その都度定める。

特別監査	運営等に重大な問題を有し、重点的な指導監査を行う必要があると認められる法人に対し、随時に、特定の事項について改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施する。実施方法等はその都度定める。なお、当該指導監査に当たっては、事前通知は行わない。
------	---

※1 国要綱第3条第1項に該当する場合、3年に1回を超えない範囲で所轄庁の判断により実施可能。また、同条第2項、第3項に該当する場合は、4年または5年に1回まで延長し、実施できるものとする。

3 指導監査の対象

指導監査の対象は、主たる事務所が本市の区域内にある法人であって、その法人が行う事業が当該区域を越えないものに対して行うものとする。

○令和6年度指導監査対象施設

- ・社会福祉法人 英伸会
- ・守谷市社会福祉協議会

4 指導監査（一般監査）の実施期間

一般監査の期間は、概ね6月下旬から3月中旬までとする。一般監査実施日は、実施予定日の1月前までに当該法人・施設等に通知し実施する。

5 指導監査の実施体制

当課における指導監査の実施体制は、事務分担として指導監査を担う職員2名以上がこれに当たる。

6 指導監査（一般監査）の事前準備

(1) 実施通知

指導監査日の1月前までに、実施通知書を送付する。

(2) 事前提出書類

上記の実施通知書には、事前に提出すべき指導監査調書及び関係資料を明記し、概ね指導監査の1月前までの提出を求める。

7 指導監査（一般監査）の評価基準

(1) 文書指摘

ア 考え方

法令・通知違反がある場合に行う。

イ 対応方法

市要綱様式第1号に規定する「指導監査結果通知書及び改善状況報告書」（以下「結果及び改善状況報告書」という。）を通知し、期限を付して改善報告を求める。提出された改善報告で改善が認められないと判断される場合は、必要に応じて臨時監査を行い改善が図られるまで継続して指導を行う。

(2) 口頭指摘

ア 考え方

軽微な法令・通知違反がある場合、改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される場合に行う。

イ 対応方法

口頭指摘であることを明示した上で結果及び改善状況報告書による通知を行い、改善報告を求める。提出された改善報告で改善が認められないと判断される場合は、必要に応じて臨時監査を行い改善が図られるまで継続して指導を行う。

(3) 助言

ア 考え方

法令・通知違反は認められず、法人の運営に資すると考えられる事項がある場合に行うことができる。

イ 対応方法

指導監査のヒアリング等の中で助言する。

8 指導監査の講評（結果）通知

監査の結果にかかわらず、監査実施後、概ね1月以内に当該対象法人に対し結果及び改善状況報告書を通知する。

9 指導監査の結果及び改善状況報告書の提出及び確認

監査の結果、改善が必要と判断した事項については、当該対象法人に対し期限を付して結果及び改善状況報告書の提出を求め、必要に応じて確認のための臨時監査を行う。

10 改善勧告

改善が必要と判断した事項について、指導を行うも改善が図られない場合、法第56条第4項又は同法第58条第2項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告を文書により通知を行う。

11 改善勧告に従わない旨の公表

10の改善勧告を受けた法人が従わない場合、法第56条第5項の規定に基づきその旨を市ホームページにおいて公表する。

12 改善命令

改善勧告を受けた法人が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかった場合は、法第56条第6項又は第58条第3項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令を文書による通知により行う。

13 改善命令に従わない場合の措置

12の改善命令が発令されたが従わない場合、法第56条第7項及び第8項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員解職勧告又は解散命令等も検討し適切な改善措置を行う。

14 指導監査結果の公表

監査の結果については、法人の運営の適正化及び福祉サービスの質の向上を図る観点から、市ホームページにおいて市民に公表する。

15 関係機関との連携等

指導監査の実施に当たっては、必要に応じて関係行政機関に対して必要事項の照会及び調査を行う。また、茨城県と連携しながら、効果的かつ効率的に行う。